

地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第1条 高齢化が進展し、医療・介護サービスの需要が増大していく中、将来、その地域にふさわしい医療機能の分化と連携のとれた効率的でかつ質の高い医療提供体制の構築を達成するための方策を協議することを目的として、原則として2次医療圏ごとに地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について医療関係者等への意見を聴取する。

- (1) 地域の病院、有床診療所が担うべき病床機能の分化・連携に関すること。
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関すること。
- (3) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、医療機関等の自主的な取組及び医療機関相互の協議により進められることが重要であることから、参加人数、団体等については柔軟に対応する。

2 参加者は、次に掲げる団体等に属する者で構成する。

- (1) 医師会
- (2) 歯科医師会
- (3) 薬剤師会
- (4) 看護協会
- (5) 病院団体（公的・民間病院を含む）
- (6) 医療保険者協議会
- (7) 介護福祉施設
- (8) 行政関係者
- (9) その他目的達成のため必要な団体等

(議長)

第4条 調整会議に議長を置く。

- 2 議長は、参加者の互選により選出する。
- 3 議長は、調整会議を招集する。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 議長が必要と認める場合は、会議の参加者以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

- 2 広域的な病床の機能分化・連携が求められる場合には、他の調整会議との合同開催

など柔軟に対応する。

- 3 特定の議題等に関する事項を聴取する場合には、専門部会やワーキンググループを設置することができる。
- 4 調整会議は、原則公開とする。ただし、患者情報や医療機関の経営等に関する情報を扱う場合等は非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、別表の保健所等（地方振興局健康福祉部）に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月3日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	事務局設置保健所等（地方振興局健康福祉部）
丹後地域医療構想調整会議	丹後保健所(丹後広域振興局健康福祉部)
中丹地域医療構想調整会議	中丹東保健所(中丹広域振興局健康福祉部) 中丹西保健所(中丹広域振興局健康福祉部)
南丹地域医療構想調整会議	南丹保健所(南丹広域振興局健康福祉部)
京都・乙訓地域医療構想調整会議	
京都市域地域医療構想調整会議	健康福祉部医療課
乙訓地域医療構想調整会議	乙訓保健所(山城広域振興局健康福祉部)
山城北地域医療構想調整会議	山城北保健所(山城広域振興局健康福祉部)
山城南地域医療構想調整会議	山城南保健所(山城広域振興局健康福祉部)

地域保健医療協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域の実情に応じた保健医療サービスを総合的、計画的に推進するため2次医療圏ごとに、地域の保健医療に関する審議を行うことを目的として、地域保健医療協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 地域協議会は、前条の目的を達成させるため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の保健医療の計画的な推進に関すること。
- (2) 地域における医療連携の推進に関すること。
- (3) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる団体等に属する者で構成する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 保健医療を受ける立場にある者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者

(座長)

第4条 地域協議会に座長を置く。

- 2 座長は、参加者の互選により選出する。
- 3 座長は、地域協議会を招集し、会議の意見を取りまとめる。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、参加者の過半数の出席で開くことができる。

2 座長が必要と認める場合は、会議の参加者以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、別表の保健所（広域振興局健康福祉部）に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が地域協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成3年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

別表（第6条関係）

地 域 協 議 会	事務局設置保健所（広域振興局健康福祉部）
丹後地域保健医療協議会	丹後保健所（丹後広域振興局健康福祉部）
中丹地域保健医療協議会	中丹東保健所（中丹広域振興局健康福祉部） 中丹西保健所（中丹広域振興局健康福祉部）
南丹地域保健医療協議会	南丹保健所（南丹広域振興局健康福祉部）
京都・乙訓地域保健医療協議会	乙訓保健所（山城広域振興局健康福祉部）
山城北地域保健医療協議会	山城北保健所（山城広域振興局健康福祉部）
山城南地域保健医療協議会	山城南保健所（山城広域振興局健康福祉部）